

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成28年12月1日(2016.12.1)

【公開番号】特開2016-18183(P2016-18183A)

【公開日】平成28年2月1日(2016.2.1)

【年通号数】公開・登録公報2016-007

【出願番号】特願2014-142985(P2014-142985)

【国際特許分類】

G 02 B 5/30 (2006.01)

G 02 F 1/1335 (2006.01)

B 32 B 7/02 (2006.01)

B 32 B 23/08 (2006.01)

B 32 B 27/32 (2006.01)

【F I】

G 02 B 5/30

G 02 F 1/1335 5 1 0

B 32 B 7/02 1 0 3

B 32 B 23/08

B 32 B 27/32 Z

【手続補正書】

【提出日】平成28年10月17日(2016.10.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

厚さが1 μm以上26 μm以下である偏光フィルムの少なくとも片面に、厚さが5 μm以上50 μm以下である第一の保護フィルムが積層された偏光板であって、

偏光フィルムの厚さに対する第一の保護フィルムの厚さの比が1.9より大きく40以下であり、かつ、

偏光フィルムが、温度23で相対湿度55%の雰囲気下で24時間調湿し、次いでオーブン内で25から2/分の速度で85まで加熱した後、0.3mLの23の純水を付着させて1分間経過したときに生じる偏光フィルムの透過軸方向におけるひずみ量が700μ以下である偏光フィルムであることを特徴とする偏光板。

【請求項2】

偏光フィルムの片面に第一の保護フィルムが積層され、他方の面に、第一の保護フィルムと同じ厚さ又は第一の保護フィルムより薄い第二の保護フィルムが積層されている請求項1に記載の偏光板。

【請求項3】

第一及び第二の保護フィルムの少なくとも一方が、波長590nmにおける面内レターデーションReが10nm以下で、同波長における厚み方向のレターデーションRthの絶対値が10nm以下であり、かつ波長480~750nmにおける厚み方向のレターデーションRthの絶対値が15nm以下である請求項1又は2に記載の偏光板。

【請求項4】

第一及び第二の保護フィルムは、それぞれ独立してセルロース系樹脂又はポリオレフィン系樹脂から構成される請求項1~3のいずれかに記載の偏光板。

**【請求項 5】**

請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載の偏光板が、液晶セルの少なくとも片面に積層されている液晶表示装置。